

改正博物館法施行に係る説明会

令和5年2月1日

文化庁企画調整課 博物館振興室

改正博物館法の施行に向けて

～令和5年 1月11日 博物館法施行規則の一部を改正する省令案
パブリックコメントの募集



令和5年 1月25日 改正博物館法施行に係る説明会



令和5年 2月 1日 法第13条の3 学識経験者に関する説明会 @日博協



令和5年 2月 7日 博物館法施行令改正の閣議決定



令和5年 2月10日 施行令改正、施行規則改正の公布（官報掲載）
パブリックコメントの結果公示

背景

2017年

文化芸術基本法

文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年

文科省設置法の一部改正

博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年

ICOM京都大会

「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

文化審議会
博物館部会
(常設)での
不断の検討

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・ 目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・ 他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・ 地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・ 資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・ 都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・ 学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・ 国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・ 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・ 令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

博物館法施行規則の改正

改正博物館法（2022年4月公布、2023年4月施行）

- 2019年ICOM（国際博物館会議）京都大会の「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえ、すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すことで、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ。
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待。

博物館施行規則における規定事項

- ①博物館に関する科目の単位
- ②学芸員の資格認定
- ③博物館に相当する施設の指定

改正のポイント

- ① 都道府県が博物館の登録を行う際の参酌すべき基準の策定
- ② 学芸員補の資格に係る整理等
- ③ 博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備

改正省令案

- ①都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定
【第19条】
基本的な運営方針の作成・公表、博物館資料の適切な管理・活用等の体制を規定
【第20条】
管理運営を行う館長、博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定
【第21条】
資料の収集・展示等を適切に行うとともに資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定
- ②学芸員補の資格に係る整理等
【第18条】
学芸員補になれる者の詳細を規定
- ③博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備
【第23条～第27条】
指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定

旧 法

学芸員となるまでに要する年数の比較

筆 : 試験認定の筆記合格

審：審査認定

	高1	高2	高3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
【法】第5条第1項第1号	高校等				大学 (博物館科目履修／学士)			学芸員					
【法】第5条第1項第2号	高校等				大学 (2年≦、62単位取得含博物館科目)		学芸員補 (3年≦)		学芸員				
【規則】第5条第1号	高校等				大学 (学士)			〃	筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員		
【規則】第5条第2号	高校等				大学 (2年≦、62単位取得)		学芸員補 (2年≦)		筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員		
【規則】第5条第3号	高校等				短期大学 (普通教員免許Ⅱ種以上を取得)		教育職		筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員		
【規則】第5条第4号	高校等				学芸員補 (4年≦)			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第9条第1号	〃							大学院、専門職大学院以上 (修士or専門職学位or博士号取得)		学芸員			
								学芸員補 (2年≦)					審
【規則】第9条第2号	〃							教授・准教授・講師・助教 (2年≦、博物館科目担当)		学芸員			
								学芸員補 (2年≦)					審
【規則】第9条第3号イ	高校等				大学 (学士)		学芸員補 (4年≦)				審	学芸員	
【規則】第9条第3号ロ	高校等				大学 (2年≦、62単位取得)		学芸員補 (6年≦)				審	学芸員	
【規則】第9条第3号ハ	高校等				学芸員補 (8年≦)				審	学芸員			
【規則】第9条第3号ニ	学芸員補 (11年≦)										審	学芸員	

新 法

学芸員となるまでに要する年数の比較

筆 :試験認定の筆記合格

審 :審査認定

	高1	高2	高3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
【法】第5条第1項第1号	高校等			大学 (博物館科目履修／学士(含専門職))				学芸員						
【法】第5条第1項第2号 第6条第1項	高校等			短期大学 (博物館科目履修／ 短期大学士(含専門職))		学芸員補 (3年≦)			学芸員					
【法】第5条第1項第2号 第6条第2項 【規則】第18条第1号	高校等			大学 2年≦ (62単位取得含博物館科目)		学芸員補 (3年≦)			学芸員					
【法】第5条第1項第2号 第6条第2項 【規則】第18条第2号	高校等			短大卒と同等以上の学力がある者 (学教法施規155条2項) (博物館科目履修)		学芸員補 (3年≦)			学芸員					
【法】第5条第1項第3号 【規則】第3条第1号	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号) (博物館科目履修)							学芸員						
【規則】第5条第1号	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号)							}}	筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第2号	高校等			大学 2年≦ (62単位取得)		学芸業務の経験 (2年≦)			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第3号	高校等			学芸業務の経験 (4年≦)					筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第4号	高校等			短期大学 (普通教員免許Ⅱ種以上を取得)		教育職			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第9条第1号	}}							大学院、専門職大学院以上 (修士or専門職学位or博士号取得)			学芸員			
								学芸業務の経験(2年≦)						審
【規則】第9条第2号	}}							教授・准教授・講師・助教 (2年≦、博物館科目担当)			学芸員			
								学芸業務の経験(2年≦)						審
【規則】第9条第3号イ	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号)							学芸業務の経験 (4年≦)			審	学芸員		
【規則】第9条第3号ロ	高校等			大学 2年≦ (62単位取得)		学芸業務の経験 (6年≦)							審	学芸員
【規則】第9条第3号ハ	高校等			学芸業務の経験 (8年≦)							審	学芸員		

登録・指定の基準を定めるための参酌基準

第19～21条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第二十一条（博物館の施設及び設備に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第24条（抜粋）

第二十四条（指定の審査）

- 一 登録（法第十九条第一項）又は指定（法第三十一条第二項）取消の日から二年を経過しない者
 - 二 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 三 職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 四 施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 六 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たつては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。

申請の考え方（例）

申請に係る参照項目 兼 博物館に相当する施設指定審査書(案)

施設名: ○○博物館

審査項目 (文部科学省令第〇〇号(令和5年〇月〇日)より)		資料名	資料番号	(文)
○指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。	第24条より			
	○当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。	(例) ○申請書にチェック		
	○当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。	(例) ○運営方針 ○事業実施報告 ○所蔵資料リスト ○決算書 ○事業計画		
	○当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。	(例) ○職員名簿 ○組織図 ○職員への研修計画又は実績		
	○当該施設の設備及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。	(例) ○施設図面 ○案内図 ○パンフレット		
	○一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。	(例) ○案内図 ○パンフレット		
	○一年を通じて百日以上開館すること。	(例) ○館則等 ○開館日数の報告		
○文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たっては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。この場合において、第二十条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」とする。		(例) ○職員名簿		

令和5年度税制改正（地方税）

優遇措置のある税目	登録					指定施設
	公立	私立				
		公益法人	宗教法人	一般社団・ 財団法人	民間の会社等	
法人住民税の非課税	—	○				
固定資産税の非課税	—	○	○			
都市計画税の非課税	—	○	○			
不動産取得税の非課税	—	○	○			
事業所税の非課税	—	○	○	○	◎	

文化審議会第4期博物館部会（第1回）（令和4年5月20日（金）開催）（抜粋）

登録審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方（第13条第3項等）について

【佐々木委員】基準の設定の仕方なのですが、これまでの議論でも出ておりましたが、ミュージアム、非常に多様であるということです。館種も美術館から動物園、水族館まであります。一方で基準ということで画一化のおそれもあるということで、これは、絶えず心配として出ますが、基準の設定の仕方については、それぞれの施設の目的、設立目的や使命、また、規模や、館種の特性も違うということで、それぞれの施設の方針、規模、館種に合った妥当な取組をしているのか、それを登録審査でおそらく、見ていくということになると思います。

何か一律の基準がドンとあって、それに全部当てはめなければいけないというのではなくて、例えばこのぐらいの規模の施設であれば、このぐらいのところまでやっていくというようなところを合意していく、そんなイメージではないかと思います。例えば国立館であるのと市町村の館であるというのは、役割も違いますし、役割に応じた妥当性というんでしょうか、それが問われるのかなと。ですので、基準としては基本的なところを押さえつつ、館種ごとのより細かいガイドラインも作り、登録審査においては今回も出ていますけれども、有識者の助言を聞く。

つまり、その施設の現状が館種ごとにとって妥当かどうか、ここまで行けば公益性、公共性のあるミニマムスタンダードをクリアしているかを見ていくのかなと思います。ミニマムスタンダードがあり、審査においては現状を踏まえた柔軟さで、現実にあった妥当性を見いだしていく、そのようなイメージをしています。今回、参考資料で出していただいたイギリスの登録認定制度（[93711201_12.pdf \(bunka.go.jp\)](https://www.bunka.go.jp/culture/93711201_12.pdf)）などは、いま申したように作られていると認識してまして、参考資料を見ると、具体のイメージも沸いてくるのではないかと考えています。

（２）博物館の登録に係る審査等を行う際の学識経験者への意見聴取の在り方

■新博物館法第13条第3項（抜粋）

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- ・ 申請中の博物館の特性（取り扱う博物館資料の種類等）を踏まえて、適切な学識経験者の意見を聴くことが求められること
- ・ 必ずしも学識経験者による合議体（委員会等）の形式をとる必要はないこと
- ・ 登録の可否にかかわらず、学識経験者の意見を申請者に伝達することにより、申請中の博物館の更なる質の向上に資することが期待できること
- ・ 意見を聴取する回数や形式は、各都道府県の教育委員会の状況に応じて判断されたいが、文化庁において都道府県の状況等を聞き取りつつ、望ましい形式を示す予定であること

博物館からの登録申請



都道府県等教育委員会

第13条第3項

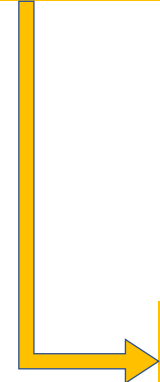
登録申請にあたり、どちらかに意見聴取



有識者（参考リスト）



都道府県等有する
有識者リスト



助言等が必要な場合は提供
（日博協が委嘱）

アドバイザリボード



法改正に伴い候補者を選定